

特定非営利活動法人小杉駅周辺エリアマネジメント 第2回総会議事録

- 1 日時 平成20年6月18日(水) 午後5時から午後6時まで
- 2 場所 当法人事務所 コミュニティースペース
- 3 社員総数 35名
- 4 出席者の数 31名(うち書面表決者4名、表決委任者5名)
- 5 議事録署名人 石井宣二郎理事、刀根雅洋理事
- 6 議案
  - (1) 第1号議案 平成19年度事業報告及び収支決算報告の件
  - (2) 第2号議案 平成20年度事業計画及び収支予算承認の件
  - (3) 第3号議案 専務理事の新設に係る定款変更の件
  - (4) 第4号議案 エリアマネジメント会員に係る定款変更の件
  - (5) 第5号議案 定款第8条の定めに基づく会費の件
- 7 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (1) 第1号議案 平成19年度事業報告及び収支決算報告の件  
平成19年度決算報告書について、平成20年5月26日と6月2日に監事の監査が終了したことを報告し、平成19年度事業報告書とともに承認を諮ったところ、賛成表決権数31個(うち委任状5個)で承認された。
  - (2) 第2号議案 平成20年度事業計画及び収支予算承認の件  
平成20年度事業計画及び収支予算について報告及び説明が行われ、以下の質疑応答があった。  
質問：管理費に人件費が入っていないのはなぜか。  
回答：事業を遂行する為の人員として雇用しているので事業費に入っている。  
質問：事業計画の中で、開始時期が何年何月と明記されているものと、通年と書かれているものがあるのはなぜか。また、従事人員は具体的に誰か。  
回答：通年と書かれているものは昨年度に引き続き行っている事業で、開始時期が明記されているものは本年度新たに開始する事業である。従事人員については、その都度参加する従事者の大体の人数を書いている。  
質問：色々な事業を行う上で、年間一括で保険をかけることは考えているか。

回答：まだ具体的な内容と参加人員が不明な事業があるので、その都度保険をかける予定である。賠償保険もかける予定である。

以上の質疑応答の後、本議案の承認を諮ったところ、賛成表決権数31個（うち委任状5個）で承認された。

(3) 第3号議案 専務理事の新設に係る定款変更の件

平成20年4月よりマンション住民の入居が本格化したことにあわせ、エリアマネジメントの事業も本格稼働するため、事務量及び渉外業務の増加に対応する目的で、事務局の業務を総括する「専務理事」を新設すること、及びそれに伴う定款の一部変更について承認を諮ったところ、賛成表決権数30個（うち委任状5個）で承認された。

(4) 第4号議案 エリアマネジメント会員に係る定款変更の件

①定款第6条において当法人の社員を定めているが、多数のマンション住民からなるエリアマネジメント会員の総会への参加が事実上困難であることから、総会の円滑な運営を図るために、定款第6条及び関連条項の「、エリアマネジメント会員」または「及びエリアマネジメント会員」という文言を削除し、当法人の社員を正会員のみとする。

②エリアマネジメント会員が正会員として当法人の活動に積極的に参加できるよう、定款第7条の2として、エリアマネジメント会員から正会員を選出することができるという一文を追加する。

③現在、エリアマネジメント会員は入会申込書を提出することなく会員になれるよう運用しており、定款が現状と合致していないため、定款第7条に「(エリアマネジメント会員を除く)」という文言を追加する。

以上3件のエリアマネジメント社員に係る定款変更について承認を諮ったところ、賛成表決権数30個（うち委任状5個）で承認された。

(5) 第5号議案 定款第8条の定めに基づく会費の件

定款の付則第6項として当法人の年会費及び月会費が定められているが、これは設立当初の会費とされており、定款第8条に「総会において別に定める会費」との文言があるため、定款第8条に基づいて今回の総会において会費を定める件について承認を諮ったところ、賛成表決権数31個（うち委任状5個）で承認された。

なお、定款変更認証申請に必要な手続きは、理事長 吉房正三に一任することとした。

以上、本会議の議事の経過並びに結果が正確であることを証する為、議事録を作成し、議長並びに議事録署名人はこれに署名捺印する。

平成20年6月18日

住所 神奈川県川崎市中原区中丸子112番地3

名称 特定非営利活動法人小杉駅周辺エリアマネジメント

議長

菅房正三



議事録署名人

石井 宣二郎



議事録署名人

刀根 雅洋

